

令和4年度新規事業

豊島区地域における動物の相談 支援体制整備事業について ～実施団体を募集します～

1

豊島区池袋保健所生活衛生課

令和4年9月26日(月)



としま区制90周年

目次

- 1. 豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業とは
- 2. 事業の実施内容
- 3. 事業の実施団体
- 4. 事業実施により交付される助成金
- 5. 事業実施団体登録申請について
- 6. 事業実施、助成金請求のながれ
- 7. 実績の報告
- 8. 注意いただきたいこと
- 9. 申請書提出先



1. 豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業とは

- ▶ 東京都の「医療保健政策区市町村包括補助事業」を活用した事業で、飼い主が健康上の理由等でペットを飼い続けることが困難となった場合に、身近な地域で相談ができ、支援を受けられる体制を確保するためのものです。
- ▶ 豊島区が東京都から補助金を受け、ペットに関する相談事業を実施したり、様々な理由で保護された犬・猫を新しい里親に譲渡する活動をしている区民の皆様に、その費用の一部を助成します。
- ▶ 本事業は、令和4年度から令和6年度末まで実施します。令和7年度以降は現時点では実施未定です。

※従来から実施している「飼い主のいない猫対策(地域猫活動への不妊去勢手術費助成)」も引き続き実施します。地域猫活動を個人で実施したい場合は、池袋保健所主催の講習会を受講いただく必要があります。

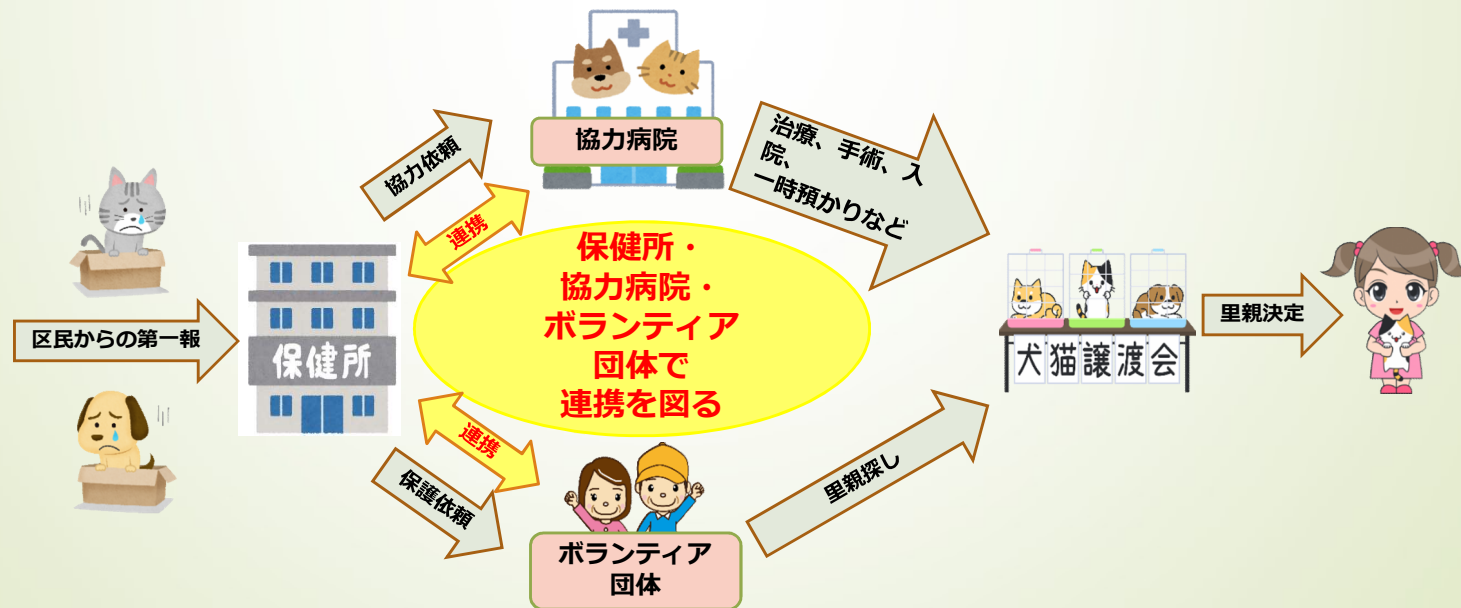
2. 事業の実施内容

- ①飼い主がいない猫・犬について、譲渡を目的とした保護活動をしている団体に対し、かかる経費の一部を助成します。
- ②区民から区に連絡が入った譲渡が必要な犬・猫の保護について、区を通じて当事業実施登録団体に連絡し、保護や相談を受けていただきます。
- ③区が開催する「動物の飼い方相談会」において、当事業実施登録団体に属する一定の資格を有する方が講師をするなど協力をお願いします。(令和4年度は2～3回程度開催予定)講師依頼する場合は、開催1か月前頃にご相談させていただきます。
- ④実施団体の方には、区が開催する当事業の検討会議に参加いただきます。(令和4年度は3月下旬頃開催予定)

3. 事業の実施団体

以下の全てを満たす団体等は事業実施の登録をしていただけます。

- ①代表が豊島区民の団体又は豊島区の動物病院等であり、豊島区内の犬又は猫又は両方について譲渡を前提とした保護活動をしている(個人の場合はご相談ください)
- ②動物の譲渡・販売等を、収入を得るための業としていない
- ③団体構成員及び活動者が、豊島区暴力団排除条例(平成23年12月13日条例第26号)第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2項第3項に規定する暴力団関係者でないこと



4. 事業実施により交付される助成金

助成対象は豊島区で保護した犬・猫に限ります。譲渡先からの実費受領分や寄付金等があった場合は、その額を控除した額を支給します。同様の保護活動に対し、区民活動支援事業補助金等の補助金を受けている場合は助成できません。

内容	単価 (上限額)	備考
保護にかかる経費 1頭あたり 保護から60日以内の経費	¥70,000	保護時身体検査代・不妊去勢手術代・ワクチン代・マイクロチップ装着代 工サ代・トイレ代・車代(その猫・犬のものとなる場合) 要領収書
譲渡会開催経費(1回30,000円)	¥30,000	会場代・周知用印刷代・運搬代(豊島区の猫の割合による)
一時預かり(ペットホテル代) 上限60日分	¥3,000	やむを得ず自宅で保護できない場合
入院 1頭あたり	¥100,000	入院費は保護時に必要とされたもののみ対象
治療 1頭あたり	¥70,000	治療費は保護時に必要とされたもののみ対象
飼い方相談会 一般謝礼 一人1回あたり	¥9,500	1回2時間程度
飼い方相談会 獣医師謝礼 イベント1回あたり	¥27,400	イベント実施内容等未定
事業検討会 会長謝礼(1名)	¥15,000	1回2時間程度
事業検討会 一般謝礼	¥4,500	1回2時間程度

5. 事業実施団体登録申請について

本日から登録申請受付を開始します。

①各団体代表者は、別記第1号様式「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施団体登録申請書」に必要事項を記入し、生活衛生課生活衛生グループへ提出します。

②区から「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施団体登録決定通知」を受領します。

※一度申請すれば、区が当事業を実施する3年間は有効です。事業を止める場合は「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施団体登録取消申請書」を提出ください。

③決定を受けた日からの活動経費が、助成金の申請対象になりますので、活動にかかった領収書等は保管するようにしてください。

6. 事業実施、助成金請求のながれ

保護申請

犬や猫を譲渡のために保護したら、別記第5号様式「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施申請書」を作成します（1匹ずつ）。申請書を区に提出後、区から「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施申請決定通知書」が届きますので、保管ください。

検査等

犬や猫の健康状態を動物病院で検査（この検査で治療・入院が必要と判明すると、その経費も助成できます）
 その他必要な医療措置を施したら獣医師に、別記第7号様式「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業手術完了確認書」を作成して貰ってください。（獣医師から区への助成金請求はできないので、この時点では団体が経費をお支払いください）⇒P.9参照

譲渡

犬や猫の譲渡を希望する方との引き合わせ。譲渡が決まっても決まらなくても、保護から60日間の経費が確定したら1匹ごとに、別記第8号様式「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業助成金請求書」を作成し区に提出します（譲渡先から受領予定の実費分も控除の上請求）。区から「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業助成金交付決定通知」が届いた後助成金が振り込まれます（月末までに提出すると翌月末までに振り込みます）

実績報告

譲渡先（里親）に、別記第12号様式「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業譲渡済確認書」を作成してもらう。
 実施団体は、別記第11号様式「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実績報告書」を作成、年度末に区へ両方提出してください。⇒P.10参照

- ※1. 3月に保護した場合4月上旬までに請求ください。4月分は5月以降に請求ください。（予算年度が変わるため）
- ※2. 譲渡会経費は開催終了ごとに請求できます。（開催前に電話またはメールで開催日時と場所をお知らせください。）
- ※3. 相談会や検討会の参加謝礼は、当日現金又は後日口座振り込みでお支払いする予定です。

6. 事業実施、助成金請求のながれ

本事業で医療措置
いただく動物病院は、
右記の病院です。

(令和4年9月26日現在の
一覧です。変更があれば
随時区のホームページ等
でお知らせいたします。)

※地域猫とは異なり
不妊去勢手術後の
耳カットは不要です。
※病院から区へ直接
助成金請求できません。

NO	病院（診療施設）名	所在地	電話番号
1	市川家畜病院	駒込1-37-8	3941-4923
2	飯田獣医科病院	巣鴨5-17-5	3917-6851
3	久山獣医科病院	北大塚1-2-13	3917-4796
4	愛犬病院	東池袋2-21-3	3971-7869
5	ステップどうぶつ 病院	雑司が谷2-3-6-201	5952-8612
6	目白動物病院	目白3-2-9	3953-0669
7	マザーラブ動物病院	長崎2-14-13	3958-0580
8	ジュピター動物病院	長崎5-8-19	3959-7068
9	ペットランド動物 病院	池袋2-60-6-102	5391-9463
10	ティアハイム どうぶつ病院	北区滝野川6-76-9	5567-4111
11	むらかみ動物医院	練馬区中村南1-14-4	080-8880-4300

7. 実績の報告

年度末に、実施団体から当事業実施の実績報告書を出していただきます。(別記第11号様式「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実績報告書」)

また、本事業で譲渡につながった場合、譲渡先(里親)に別記第12号様式「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業譲渡済確認書」を記載してもらい、年度末にとりまとめて区へ提出いただきます。

年度をまたいで譲渡につながった場合は、譲渡先から確認書を受領後、速やかに区へ提出ください。



8. 注意いただきたいこと

- ①助成金は、東京都から交付された大切な税金が財源です。助成金請求の手続きのさいには、領収書の添付や受領した寄付金額の申告など、正しい申請をお願いします。
- ②犬・猫の譲渡により、譲渡先から実費を超え収益を得る場合は、当事業対象外です。
- ③譲渡のさいは、里親に対し「終生飼養」「適正飼養」を説明し、ご理解いただくようにしてください。安易な譲渡により、再び飼養困難となることのないよう、よろしくをお願いします。
- ④区を通じて区民から譲渡や保護の依頼があった場合、当事業実施団体へ連絡します。保護が難しい場合は対応方法等、相談に乗っていただきますようお願いいたします。そのさいは、個人情報の取り扱いに十分ご注意ください。



9. 申請書提出先

豊島区池袋保健所 生活衛生課生活衛生グループ

〒170-0013 豊島区東池袋4-42-16

直通電話番号 03-3987-4175

メールアドレス A0017000@city.toshima.lg.jp



ご清聴
ありがとう
ございました

Twitterで情報
発信しています！

